

平成14年第5回教育委員会記録

平成14年3月27日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成14年3月27日(水) 午後2時01分～午後3時20分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員 長 宮坂 公夫
職務代理者 安本 ゆみ
委員 大藏 雄之助
教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本 義勝 庶務課長 佐藤 博継
学校運営課長 佐野 宗昭 学務課長 森 仁司
施設課長 小林 陽一 指導室長 工藤 豊太
社会教育
センター課長 荒井 健一
社会教育
センター所長 伊藤 俊雄 中央図書館長 杉田 治
次長

事務局職員 庶務課係長 小今井 七洋
担当書記 手島 広士

傍聴者数 7名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第22号 杉並区菅平学園の維持・管理事務の委任について
議案第23号 杉並区立学校校外施設条例を廃止する等の条例の施行期日を定める規則
議案第24号 杉並区菅平学園の設置及び管理運営に関する規則
議案第25号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
議案第26号 杉並区立学校校外施設条例施行規則を廃止する等の規則
議案第27号 杉並区立科学教育センター条例施行規則の一部を改正する規則
議案第28号 杉並区立科学教育センター処務規則の一部を改正する規則
議案第29号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

- 議案第30号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第31号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第32号 杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する
公務災害補償に関する条例施行規則
- 議案第33号 杉並区社会教育委員会の設置に関する条例施行規則の一部
を改正する規則
- 議案第34号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正す
る規則
- 議案第35号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則
の一部を改正する規則
- 議案第36号 杉並区立社会教育センター審議会規則を廃止する規則
- 議案第37号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館処務規則の一
部を改正する規則
- 議案第38号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第39号 杉並区立図書館運営規則及び杉並区立郷土博物館条例施行
規則の一部を改正する規則
- 議案第40号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第41号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する
規則の一部を改正する規則
- 議案第42号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改
正する規則
- 議案第43号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改
正する規則
- 議案第44号 杉並区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部を改正
する規程
- 議案第45号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程
- 議案第46号 杉並区立健康学園に勤務する児童指導等の宿直勤務規程の
一部を改正する規程
- 議案第47号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休暇時間等に関する規程
の一部を改正する規程

議案第48号 杉並区立学校安全衛生管理者等設置規程

議案第49号 組織機構により所属課の名称が変更となる職員に対する勤務命令に関する規程

(報告)

平成14年度杉並区中学生海外派遣について

南伊豆健康学園入園決定児童数について

平成14年度杉並区学校給食の標準について

平成14・15年度杉並区青少年委員の内定について

教育委員会後援名義使用承認について

委員長 ただいまから平成14年第5回の教育委員会定例会を始めさせていただきます。本日の議事録の署名委員は宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程によりますと議案の数が相当数あります。要領よく事務局のほうから説明していただいて、審議をスムーズに進めさせていただきたいと思います。

それでは議案の第22号「杉並区菅平学園の維持・管理事務の委任について」から審議を始めます。なお、今回は関連する規則が多いために、関連するものを一括してご説明をお願いして審議は1件ずつ行うこととさせていただきます。よろしく申し上げます。庶務課長、議案説明をよろしく申し上げます。

庶務課長 それでは議案第22号「杉並区菅平学園の維持・管理事務の委任について」をご説明いたします。これにつきましては、地方自治法第180条2の規定に基づきまして、区長から教育委員会に対して協議があった事項です。

内容ですが、委任事務ということで菅平学園に関する維持・管理事務。委任期間が平成14年3月29日から平成15年3月31日までということで出ております。これについては、菅平学園が普通財産で、教育財産ではございません。普通財産になったために区長からの委任が必要だ、ということで協議があったものです。以上です。

委員長 ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見がありましたらどうぞ。

教育長 これによれば、平成14年度は従前どおりと考えていいのですか。

庶務課長 そうです。委任理由そのものも、菅平学園を従前と同じように区民の利用に供するというところで考えている。そういうことで出てきているわけです。

委員長 ほかによろしいですか。

(「はい」の声)

それでは、議案第22号について原案どおり了承いたしました。

次に、議案の23号から26号を一括して説明願います。

庶務課長 それでは議案第23号「杉並区立学校校外施設条例を廃止する等の条例の施行期日を定める規則」、議案第24号「杉並区菅平学園の設置及び管理運営に関する規則」、議案第25号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、議案第26号「杉並区立学校校外施設条例施行規則を廃止する等の規則」についてご説明をいたします。

議案第23号につきましては、校外施設条例を廃止するというようなところの中で「条例の廃止時期については教育委員会の規則に委ねる」ということが1項目あります。それに基づいて23号の改正をするというところですよ。

具体的な中身につきましては、菅平学園については平成14年の3月29日から。これは途中の

ように思われますが、菅平学園の売買契約が成立する日ということで、3月29日ということを出してあります。それから、富士学園と弓ヶ浜学園につきましては規定どおり、平成14年の4月1日ということそれぞれ施行期日を定めるという内容です。

議案第24号につきましては、菅平学園が従前と同じく利用できるように規則を定めるものです。使用申込みですとか、菅平学園の利用・使用日数、使用料、そういったものについて、菅平学園の管理運営に関して、それぞれ所定の規則を盛り込んでいるものです。

議案第25号につきましては、2ページの新旧対照表を見ていただけるとわかると思います。この中で、「寄宿舍指導員」が入っています。これまでは「寮母」という言い方をしていたわけですが、人事委員会規則の改正に伴って、それと合わせる形で、寄宿舍指導員というものをこの中に盛り込んであります。改正理由の中にもありますように、区立校外施設の廃止、再任用短時間勤務職員に係る東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部改正等に伴って規定を整備するものです。

議案第26号につきましてはいくつか中身がございます。1つが学校校外施設条例施行規則の廃止です。もう1つ、校外施設管理事務所の設置等に関する規則があったわけですが、それについても廃止するという事です。

その次の改正ということでは「区立学校の施設等」というような言い方をこれまでしていたわけですが、「等」を削除いたしまして「区立学校施設使用料条例」。ここでは1つしかありませんので「等」を入れる必要がない。校外施設条例の廃止に伴って規定の整備をするものです。以上です。

委員長 議案第23号から26号ですが、ただいまの説明でいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

それでは、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号以上4議案については、原案どおり了承いたしました。

次に議案第27号と28号について説明をお願いします。

庶務課長 議案第27号「杉並区立科学教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第28号「杉並区立科学教育センター処務規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

これにつきましては、先の第1回定例会議で科学教育センターの条例の一部を改正する条例が可決されました。それに伴っての規定の整備です。若干変わったところがございますので、それらをご説明したいと思います。

名称につきましては「科学教育センター」と言っていたものを「杉並区立科学館」ということ

で、それに伴っての名称変更です。

もう1つが開館時間の変更です。これは規則の中、新旧対照表の中にありますが、これまで開館時間が9時から4時30分までであったものを、9時から5時まで、30分の延長をしたということです。それから、科学館そのものが生涯施設としての位置づけを行ったところから、備え付け器具等の使用料に関しての規定の整備、使用の取り消しについての規定の整備、それから、それぞれ申込書等の様式の整備について今回規則の改正を出してございます。

議案第28号につきましては、科学教育センターの処務規則の一部を改正するというところで、どういった業務を行うかということ、それから、名称変更に伴っての改正です。

もう1点ですが、従来指導室の所管というところもありまして、これまで指導室長に対して報告義務があったわけですが、それらを庶務課長に改めたというところでの改正です。以上です。

委員長 ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

教育長 開場時間を午前9時から午後5時までとするということで第2条に開場時間があります。

実際には科学館は生涯学習施設ということの改正で、名称も変えたということです。科学館の使用申込書を見ると、午前、午後、夜間という言い方になっています。その関係で、午前9時から午後5時までというのと、あとの夜間利用のことなど、あるいは休日の利用などについて若干補足のご説明をいただければと思います。

庶務課長 開場時間と目的外使用ということで今回改正を行っておりますので、それらについては、時間は別個の扱いということになっています。開場時間が9時から5時ということですが、夜間の利用ということでそれ以降の利用もできる規定になっています。それらについては使用料条例のほうで出しておりますので、今回の中には入っていないのです。

教育長 わかりました。使用料条例のほうで見ればいいのでしょうかけれども、土曜日・日曜日、つまり科学館の日常的な開館時間外は目的外利用で利用できるということですが、実験室なども利用できるということですか。

庶務課長 実験室なども対象になっていますので、利用は可能です。ちなみに科学教育センターの施設の使用ということだと、講堂と視聴覚室、第1・第2・第3実験室、工作室が開放施設になっています。それから、備え付け器具の使用ということで、ビデオ・プロジェクターのようなものも出しました。それらについては、規則改正の様式の中に細かく入っています。

教育長 名称変更が4月1日からですが、看板はどうなっていますか。

庶務課長 条例が可決されましたのでそれ以降、いま準備をしております。まだ「科学教育センター」となっておりますが。

教育長 これに伴って、いろいろ変えなければいけません。

庶務課長 公印ですとかそういったものも全部規則で直していくということです。

大蔵委員 いま「科学教育センター」になっていますが、バスだとか交差点の表示などもみんな変わるのですね。

委員長 ほかにございませんか。

(「はい」の声)

それでは、議案第 27 号、議案第 28 号の 2 議案については、原案どおり了承いたしました。

次に議案第 29 号から 31 号まで一括して説明をお願いします。

庶務課長 議案第 29 号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、議案第 30 号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、議案第 31 号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

議案第 29 号につきましては、教育委員会の中で 4 月 1 日から組織改正ということで、現在の、施設課の組織改正があります。2 つの係を 1 つにまとめて施設管理係をつくるということなのですが、それに伴っての改正です。

それから、全庁的にこれまで課務担当主査などという言い方をしていたのですが、それらについて担当係長、係長ということで統一しようということで改正がありまして、それらに伴っての改正です。

それぞれ新旧対照表を見ていただきたいと思いますが、第 2 条の庶務課からはじまって、これまで法規主査と言っていたものを法規担当係長、計画調整主査と言っていたものを計画調整担当係長。そういう形で直しているものです。

その他事務の変更部分についてもいろいろ直しました。先ほどの科学教育センター条例の一部を改正する条例の関係で「科学館」に改める。そういった形での改正になっております。

議案第 30 号につきましても、「科学教育センター印」というのを新しく、「科学館印」にするということで、公印についての規則を直しているものです。

議案第 31 号の非常勤職員規則の一部を改正する規則、これにつきましては、校外施設条例の廃止に伴って、嘱託医の部分を校外施設担当ということで入れてあったわけですが、それらを、校外施設というものが無くなりますので、移動教室担当とする。そういった整理をしたものです。以上です。

委員長 ご質問、ご意見をお願いします。

大蔵委員 どうして係長には「担当」というのが入るのですか。「担当」がなくても、よさそうですが。

庶務課長 区別をするということなのです。係り組織と、それから、これまで課務担当主査という

1人の組織と、同じように主査であっても、何人か部下がいる組織があったわけです。それらについて、係り組織については係長ということで従来どおりです。

しかし、主査というのが外部から見て非常にわかりにくいということがありました。係長ということにしますと、係長1人で組織をつくるということではわかりにくい。そういった意味で、課務担当主査の部分については「担当係長」という言い方で統一しています。実際にこの中で統一されていないのが、教育委員会全体では済美教育研究所。これについても、「事務長」という言い方をしているのですが、それについては、そのほうがわかりやすいということで「係長」にしないというところです。

大蔵委員 教育委員会外の、区長局のほうも同じようなことをしているのですか。

庶務課長 同じです。

事務局次長 主査という呼び方は2つの場合があります。課長より偉いのか、などと言われると困ります。それで統一したのです。

教育長 大蔵委員がおっしゃったのは「担当」という言葉がなくなっただけ。そのほうが呼びやすいではないか、という意味なのではないですか。

事務局次長 いままでの主査を「担当係長」に変えた。係長と区別した。一人係長ですという意味なのです。

教育長 わかりにくいといえば、役所には主査ではなくて主幹という言葉もありますが。

庶務課長 かつて区役所の中でも、部長級の人たちで「部長」と「主幹」というのがあったのですが、いま「主幹」という名称は無くなっています。

教育長 地方都市に行きますと、主幹で係長という場合もあるのですが。

事務局次長 主査は基本的には兼ねられない。そういう立て前から非常にわかりにくいです。

教育長 今回、杉並の中では全庁的に統一したということのようです。

委員長 名称の統一です。よろしいですね。ほかにございませんか。

(「はい」の声)

それでは、議案第29号、議案第30号、議案第31号の3議案については、原案どおり了承いたしました。

次に、議案第32号をお願いします。

庶務課長 議案第32号は「杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する公務災害補償に関する条例施行規則」です。これにつきましても先の定例会で条例が可決されましたので、それに基づきましてさまざまな規定の整備をするものです。災害の報告義務、あるいは認定、請求の方法、支給の方法等々、認定請求に必要な事項を盛り込んで規定の整備を行っています。

この中にも様式類がたくさんありますが、その様式の指定などもこの規則の中で行っております。以上です。

委員長 ご質問等、お願いいたします。

大蔵委員 校医の委嘱というのは、各校長が委嘱するのですか。それとも、教育委員会が委嘱するのですか。

学校運営課長 教育委員会が委嘱します。

大蔵委員 それは校長のところから、こういう人はどうですかというのが上がってくるのですか。

学校運営課長 校長の推薦をいただく場合もありますけれども、基本的には各医師会、歯科医師会、あるいは薬剤師会からご推薦があります。

大蔵委員 地域を見たりして。

学校運営課長 はい。

大蔵委員 委嘱した後は、何かあるとき、日常的には校長と話をする。そういうことなのですか。

学校運営課長 はい。あと、養護の先生がいますので、養護の先生とのつながりが日常の過程では深いかと思えます。

委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、第 32 号については、原案どおり了承いたしました。

では、次に進みます。議案第 33 号をお願いします。

庶務課長 議案第 33 号「杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則」ですが、これにつきましても、社会教育委員の設置に関する条例の一部改正、それに伴って改正するものです。具体的には社会教育委員の委嘱の範囲を拡大したということ、それから、定数の拡大という改正がありましたので、それに伴っての規定の整備です。

新旧対照表を見ていただきますと、「社会教育関係者及び家庭教育の向上に資する活動を行う者」ということで、4 人以内。従来は 3 人だったわけですが、4 人ということ、合計すると、定数が 9 人以内になるということです。あとは、例えば、区内に設置された各学校の長ということになっていますが、もっとわかりやすくするために、「社会教育関係者」との関係で字句の整合性を持たせるということで「学校教育関係者」と、併せてこの点についても修正してあります。以上です。

委員長 ご質問、ご意見はございませんか。

教育長 新たに区内に設置された学校の長を「学校教育関係者」ということで少し膨らみを持たせたということだろうと思えます。それから、2 つ目の「家庭教育の向上に資する活動を行う者」

というのは従前ないわけですが、これはどういう方を想定して、どういう目的で今回入ったのですか。

社会教育スポーツ課長 これは従来なかったものですが、想定していますのは子育てサークルのリーダーの方、家庭教育に関する相談員など、いろいろな団体の方がいると思います。それから、行政関係では児童福祉の方、その辺が想定されるのではないかと思います。

教育長 これは社会教育法の改正か何かがある前提にあるのですか。

社会教育スポーツ課長 そうです。昨年の7月に社会教育法の一部が改正になりまして、委員の委嘱の範囲が拡大されました。仕事の範囲、それから委員の委嘱の範囲が「家庭教育の向上に資する活動を行う者」に委嘱できることになったのです。

教育長 社会教育法がなぜ改正されたかということは、家庭の教育力とかその辺の問題が問われているということも含めての話ですか。

社会教育スポーツ課長 昨今の青少年のいろいろな問題行動の背景には地域・家庭教育力の低下ということが言われておりまして、その辺をもう少し強力な体制にしていくというようなことではないかと思います。

大蔵委員 1の「学校教育関係者」というのは、現役の学校の先生全部、それから、辞めた方。

社会教育スポーツ課長 いま具体的には中学校の校長先生と、区内にある都立高校の校長先生にお願いしております。

大蔵委員 それが今度変わりますが、「学校教育関係者」と。

社会教育スポーツ課長 当然「関係者」ですから、校長先生だけではないということになりますが、いままでも校長先生にお願いしておりますので、小中高は問わないということになるのかと思います。

大蔵委員 学校教育関係者というのはどこまでを言うわけですか。

社会教育スポーツ課長 教職員。

大蔵委員 辞めた人は入らないのですか。

社会教育スポーツ課長 辞めた人は、家庭教育の関係ですとか、要するに第2項のほうに入ってくるのではないかと思います。

大蔵委員 済美教育研究所は入るのですか。

社会教育スポーツ課長 これは区の教育機関ですから現職の、具体的にいま子どもたちと接している現職の校長先生がいいのではないかと思います。

大蔵委員 いいのではないかと、ではなくて該当するかどうかです。下のほうは「各学校の長」と書いてありますから非常にはっきりしていたけれども、これだと逆にわかりにくくなったのではな

いかということなのです。中学校でも小学校でもなくて、いままで委嘱していた。それを広げて、小学校の先生も入れると言うならば、それは「区内に設置された各学校の長」で十分間に合っているわけです、書き直さなくても。しかし、わざわざ書き替えたということは、どこまでを含んでどういうことですか、ということなのです。だから、いまの荒井課長の所ではそんなに広げなくて、そう思っているかもしれませんが、条文からすると非常に広がる可能性があるのではないかということなのです。

庶務課長 今回の社会教育法の改正の趣旨も、家庭教育云々という話は、実際に子育てをしているだとか、地域の中で活動をしている人だとか、そういった人を想定しております。区立学校の長ということになりますと相当限定されるということで、もう少し膨らみを持たせて、実際に社会教育関係の活動をしている学校教育関係者というところで、もう少し実態に即した形で委員を選んでいこう。そういう趣旨です。

事務局次長 2に「代表する者」とありますが、その「代表する」というのを「活動を行う者」。代表というのは、団体からの推薦者でしたが、今後は引き受けたではなくて、自主的な活動を行う。

大蔵委員 2のほうはわかります。しかし、1のほうはいまの庶務課長のお話の、社会教育に関係あると、そうは書いてありません。「学校教育関係者」ですから、社会教育のほうは2でカバーするという基本です。だから、わざわざ書き替えたのは、どこまでを含むようにしたいということで変えたのかを私は知りたかったのです。

委員長 素直に読めば学校教育法でしょう。学校教育法で定める学校教育、1については、そういうのがいちばん広いです。解釈はいろいろある。広く人を選考するというところからの改正です。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第33号については、原案どおり了承いたしました。

では、次に移りまして議案第34号をお願いいたします。

庶務課長 議案第34号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」。これは学校週5日制に伴って講師の勤務日等をそれに合わせるということです。これまでは月曜日から土曜日までで割り振るようなことを、土・日が休みになりますので金曜日までとする、というようなこと。それから、週当たりの勤務日数を、これまでは「5日以上」という項目があったわけですが、5日以上ということはありませんので、「5日」ということで規定の整備を図ったものです。

委員長 いかがですか。

教育長 あとは「助産婦」を「助産師」にした。いまは「保健婦」は「保健師」ですか、みんなそ

ういうふうに改まったようですので何となく耳にはなじまないのです。いままでそういうふうに使っているものですから。しかし、これからは「助産師」という言い方になるのです。

委員長 こういう言葉については、親となるものがみんな変わってきているのです。

ほかに、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第 34 号については、原案どおり了承いたしました。

次に、議案第 35 号から 37 号までを一括して説明お願いいたします。

庶務課長 議案第 35 号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第 36 号「杉並区立社会教育センター審議会規則を廃止する規則」議案第 37 号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館処務規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。これらにつきましては、社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例の施行に伴って改正するものです。

議案第 35 号は、高円寺社会教育会館を廃止しましたので、それに付随しての規定の整備で、「高円寺社会教育会館」と入っているものについて、それらを除外した整備をしております。

議案第 36 号、これも、先ほどと同じような条例の改正に伴ってセンター審議会規則がいらなくなりますので廃止する、ということで、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。廃止の規則です。

議案第 37 号、これについても、それぞれ新旧対照表を見ていただきたいと思いますが、処務規則の一部を改正する規則ですので、高円寺社会教育会館の廃止に伴って「高円寺地域集会施設運営協議会との連絡調整に関すること」というのが無くなりましたのでこれを削除する。それから、同じく審議会が廃止になりますので、「社会教育センター審議会に関すること」も削除する。そういう規定です。以上です。

委員長 何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

大蔵委員 事務的な処理ですので、特に異存はありません。

委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第 35 号、議案 36 号、議案 37 号の 3 議案については、原案どおり了承いたしました。

次に進ませていただきます。議案第 38 号と 39 号を合わせてお願いします。

庶務課長 議案第 38 号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」、議案第 39 号「杉並区立図書館運営規則及び杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則」です。

議案第 38 号につきましては、事務分担の変更です。新旧対照表を見ていただきますと、これま

で資料係で図書館における電子計算組織の管理及び運営に関する業務を行っていましたが、それらを管理系の業務に変えるという規則の整備です。

議案第 39 号につきましては、前にもご報告をいたしましたが、図書館と郷土博物館の休館日を変更する。そういったところでの規定の整備です。以上です。

委員長 では、質問など、お願いします。

教育長 図書館も郷土博物館も月曜休館の扱いについての変更は全く同一だと考えていいですか。

庶務課長 はい。

委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第 38 号、議案 39 号については、原案どおり了承いたしました。

次に進みます。議案第 40 号から 43 号まで、幼稚園関係ですが、一括お願いします。

庶務課長 議案第 40 号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第 41 号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、議案第 42 号「杉並区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第 43 号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」です。これらにつきましては、育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、それから、公益法人等への杉並区職員の派遣、それからもう 1 つ、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、こういったものが改正になりましたので、それらに付随して、それぞれ規定の整備を行ったものです。

議案第 40 号につきましては、公益法人等への派遣関係の規定整備、それから学校 5 日制の関係、これは様式等の関係も含めてです。それから、深夜勤務の制限緩和、その辺の規定の整備、それから、先ほども話に出ましたが、助産婦、保健婦といったものの名称の変更です。介護休暇につきましても、被介護者の範囲の明確化、一部変更するという、そういったところの規定の整備です。

議案第 41 号につきましては、公益法人等への派遣関係の規定の整備、昇給停止年齢の引き下げに伴う特別昇給措置関係の規定の整備。

それから、議案第 42 号につきましては、これも同じく公益法人等への派遣関係の整備。それから、再任用に伴う、いわゆる引用条文の拡大ということですが、地方公務員法の「第 29 条第 1 項」を、同法「第 29 条」ということで、引用条文の範囲の拡大をしているということ。

議案第 43 号につきましても、公益法人等などへの派遣の関係と、同じく再任用に伴う引用条文の拡大、それから、成績率の導入関係の規定の整備ということになっております。

委員長 いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

大蔵委員 議案第 40 号の第 22 条第 3 項第 1 号の「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者を」というのを削ったのはどうしてですか。新旧対照表にもあります。旧のほうには「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となっているものを、新ではその部分を削ったわけですね。配偶者だけにしたんですね。届出のある者にしたわけですね。あるいはどこかの法例がそうなったので、それに伴ってそういうふうにしたのですか。私の個人的な意見としては、それは届出をした人のほうがはっきりしていいですけども、大きな流れの傾向としては事実婚というのを認める方向にあるんですね。

学校運営課長 当該規定ですが、8 条 4 項の 4 の改正規定の中には、当該請求をした職員の配偶者のことを規定しておりまして、（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）という形になっています。そうすると職員の配偶者というもので見た場合には、内縁関係の者もその配偶者の規定がそこでされておりますので、以下の条文の中では明記しません。事実上は削ったわけではないということです。

大蔵委員 別の所でそういうふうに決めてあるんですか。そうですか。だからここで削っても配偶者についてはそういうふうに決まっていると。そうですか。8 条に書いてあるんですか。わかりました。

委員長 よろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、議案第 40 号、議案 41 号、議案 42 号、議案 43 号以上 4 議案については、原案どおり了承いたしました。

次は、議案第 44 号から 49 号を一括して説明よろしく申し上げます。

庶務課長 議案第 44 号から 49 号までにつきましては、規則ではなくて規程の改正ということでございます。議案第 44 号「杉並区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部を改正する規程。議案第 45 号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」。議案第 46 号「杉並区立健康学園に勤務する児童指導等の宿直勤務規程の一部を改正する規程」。議案第 47 号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程」。議案第 48 号「杉並区立学校安全衛生管理者等設置規程」。議案第 49 号「組織機構により所属課の名称が変更となる職員に対する勤務命令に関する規程」でございます。

議案第 44 号につきましては、科学教育センターの関係と校外施設管理事務所の関係がなくなりましたので、科学館になったり、あるいは廃止したりということがありますので、それらについて規程の整備をしたというものでございます。

議案第 45 号につきましても、職務権限規程の一部を改正する規程でございますが、これにつきましても科学教育センターの名称変更、それから、校外施設管理事務所の廃止等に伴いまして、それぞれ規程の整備をしたというものでございます。

議案第 46 号でございますが、これにつきましては、保健婦助産婦看護婦法の一部改正ということで、看護婦の名称に変更があったために規程を整備するということでございます。「看護婦」から「看護師」と規程の整備でございます。

議案第 47 号でございますが、これにつきましては学校週 5 日制の実施に伴いまして、規程を整備する必要があるということで、この中でも「52 週間を平均し」というものを削っているものでございます。

議案第 48 号の安全衛生管理者でございますが、これについては、公立学校の安全衛生管理者等の設置について必要な事項を定めるということで、それぞれ管理者設置規程ということで学校職員の定義の仕方、それから管理者の設置ということで総括安全衛生管理者、主任安全衛生管理者、学校給食安全衛生管理者等々、そういったものの規程の整備をしているものでございます。第 4 条に専任ということでございますが、それぞれ産業医、安全管理者、衛生管理者等々そういった者を置くということとか、第 3 条の安全衛生管理者の設置ということでいろいろ規定されていますが、それらについて職指定ということで第 4 条については出してございます。

議題第 49 号につきましても、科学教育センターの名称変更に伴いまして、規程の整備をするというものでございます。これについては、読み替え規定的なものということです。以上です。

委員長 議案第 44 号から 49 号まで、よろしくをお願いします。

大蔵委員 議案第 48 号は新しくこの規程を作ったのですね。

庶務課長 もう一度よろしいですか。議案第 49 号の説明を間違えましたので、先ほどのは取り消しまして、これについては科学教育センターの名称変更に伴ってということでございまして、勤務発令を省略するために、この中では従前から「科学教育センターの主任主事を命ぜられていた職員は、命ぜられたものとする」ということになっていますので、読み替的な規程の中で発令行為はしないというものであります。

委員長 ご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声)

それでは、議案第 44 号、議案第 45 号、議案第 46 号、議案第 47 号、議案第 48 号、議案第 49 号以上 6 議案については、原案どおり了承いたしました。

これで議案の審議を終わります。すべて承認されたことになりました。どうもありがとうございました。

次に、報告事項に移らせていただきます。「平成 14 年度杉並区中学生海外派遣について」を庶務課長からお願いします。

庶務課長 では、資料に基づきながらご報告いたします。中学生の海外派遣につきましては、2年に1度ということで交互にやっているわけですが、来年度が派遣の時期ということで、これまで前は8泊9日という日程で行っていましたが、前回の中学生の海外派遣の報告をしたときの教育委員会で、「もう少し日数が長くないか」というようなこともございまして、今年については9泊10日ということの日程で考えてございます。

スケジュールとしては、8月1日から8月10日までということで、受け入れ校としてはマーシーカレッジ、グレネオンスクールなど、3校をいま選んでおりますが、そのうち2校を予定したいということで考えてございます。最初のマーシーカレッジについては私立の女子高校、それからグレネオンスクールについては私立の共学校と、それから最後のものについては公立校でございまして。

参加の生徒ですが、区立学校の生徒23名と、国立、私立の学校の子どもたち7名ということで、合計30名の派遣を予定してございます。

生徒の選考等でございますが、区立の中学校の生徒と、それから国立、私立等の中学校の生徒については若干手続きを異にしてしております。4月1日の広報で周知をしたいと思っておりますが、4月19日を募集締切にしまして、資格審査、それから面接などを終えて国立、私立等の中学校の生徒については決定したいということと、それから区立中学校の生徒につきましては、各中学校から候補者を3名ずつ推薦していただきまして、面接・抽せんにより決定していきたいということで、従来の方法で同じようにやっていきたいというふうに思っています。

それから結団式、研修等々のスケジュールは記載のとおりでございます。

生徒の自己負担額ですが、1人当たり約11万円ぐらいになるのではないかとということで予定しております。この負担割合が旅行経費の5割ということで、1対1の経費負担ということでやっていこうということで、予算の総額ということでここに出ておりますが、620万ほどの海外派遣の予算ということでございます。その次のところには、日程ということで8月1日から10日までのそれぞれのスケジュールがここに記載してあるとおりでございます。私からは以上です。

大蔵委員 これは毎回オーストラリアなんですか。

庶務課長 そうです。

教育長 ウィロビー市とは友好都市提携なんですか。10年ぐらいは経っていると思います。

大蔵委員 これは何回目ぐらいですか。そのときからずっとやっているんですか。

教育長 最初は毎年やっていたんですね。財政がひっ迫してきて、1年置きです。1年置きの間に

は、向うからも来てもらおうではないかと。ここに書いてあるグレネオンとかいくつかの学校がありますが、そこから代表団が来ております。

事務局次長 平成2年から第1回目ですか。

教育長 もう10回くらい行っているのではないのでしょうかね。

大蔵委員 この学校は全部ウィロビーにあるんですか。

事務局次長 そうです。

教育長 全部私立ですね。

大蔵委員 チャッツウッドは公立ですね。

事務局次長 この最後の学校は杉並ラグビースクール、子どもたちのラグビー部と現地で交流があります。

庶務課長 最初の2つの学校が多分決まるのではないかと考えています。実際これらについては、国際交流のほうでいるいる現地のほうと相談しながらやっているものでございます。

教育長 向こうの子どもたちと一緒に授業をやるのは8月5、6、7ですかね、授業を一緒に受けるのは。

大蔵委員 体験入学ですね。

教育長 3日間ですね。意外にないんですね。ホストファミリーと過すこと自体が学習ということですかね。いままで行った子どもたちのフォローといいですか、これはどうなっていますか。もう10回くらいになります。追跡調査ということもないんですが、どういうフォローというか、何かありましたか。あるいは後輩に受け継いでいくようなこととか。

指導室長 各学校で一応行った資料等はきちんとファイリングされておまして、今度行く子どもたちについてそれを見れるような工夫をしているということを知ったことがございます。当該の行った子どもたちが戻りますと、発表会ということで、前回は阿佐ヶ谷中学校で大変好評な発表会を行いました。今回も同様なことを行うと思いますので、是非そのときはご参列いただければというふうに思っております。以上です。

教育長 何回か研修をしたうえで子どもたちを派遣しますよね。その研修会の席などにいままで行ってきた諸先輩、もう成人した子どもたちもいるはずですよ。あるいは学生さんもいるかもしれない。職業人もいるかもしれない。そんな子どもたちにお話をさせていただくということも、教育委員会の職員がお話をするよりも、はるかに説得力があるかということも含めて申し上げたつもりなんです。

指導室長 一昨年度のときも、直近の子どもたちに、高校生だったと思いますけど、お話いただいたような研修あったかと思えますけど、いま、教育長のおっしゃったことは大事なことだと思

ますので、研修関係のほうは庶務課と指導室で連携すると思いますのでお伝えしたいと思います。

教育長 これが動機づけで外国語に非常に興味を持って、それ以来そういうことの研究とか勉強とか、そういうものに非常に集中できたとか、ものすごくいい自分へのインパクトになったとか、プラスの発想をだいぶ聞いておりますので、「これ行ったらこんなことがあったよ」「こんなことがあるよ」という先輩の話を子どもたちにお話いただくと、行ったときの向こうでのホームステイなり学校での心構えも少し違うのかなと思って、いま指導室長からお話を伺いましたので是非とも実現できたらいいなと思っています。よろしくお願いします。

あと、この件について議会で質問があって、予算特別委員会で質問があって、向こうの先生に杉並で授業をしてもらえないだろうか。私が答弁で今年派遣するので、向こうの先生に働きかけてみたいという答弁をしたのですが、いかがでしょうか。なんらかの答えをつかんで帰ってきてください。お願いします。これは要望です。

大蔵委員 向こうから来るのはいつですか。夏ですか。

指導室長 3月ぐらいだったと思います。

教育長 学校の時期が違うんですね。

大蔵委員 向こうは夏は冬ですから、休みではないでしょうね。

庶務課長 そのときどきによって違っていきまして、平成11年のときにはいまの時期ですね。いまよりちょっと遅い4月になってすぐということですね。9年のときには6月の末ぐらいでしたし、平成8年は9月の末でした。

大蔵委員 いずれにせよ、こちらは学校をやっている時期だから、先生に教えてもらうことはできなくもないですね。

庶務課長 本来ですと、平成13年、今年がウィロビーからのこちらのほうに受け入れるという時期だったんですが、市からの要請がなくて実施はされなかったということです。

教育長 教育制度が違いますので。州の教育委員会がいろいろ実行するので、ウィロビー市そのものは教育財政は何もないのではないのでしょうかね。

委員長 この件についてはよろしいですか。では、次に進めさせていただきます。2番目の「南伊豆健康学園入園決定児童数について」。3番目が「平成14年度杉並区学校給食の標準について」をお願いします。

学務課長 私のほうから所管事項に関連しまして、2件続けてご報告させていただきます。まず1件目が、平成14年度の南伊豆健康学園の入園児童数、4月1日時点での児童数が決まりましたのでご報告させていただきます。平成14年度4月1日当初は、資料記載のとおり全体で26名という状況でございます。病類別児童数の内訳は右側に記載のとおり「肥満」という分類が11名、「ぜ

ん息」が9名、「虚弱」が4名と「偏食」が2名という状況でございます。なお、欄外の注に書いてございますとおり、新規の入園児童数26名のうち12名、そして前年度からの継続児は14名という状況でございます。ちなみに前年度4月同時期との比較で言えば、昨年が20名と。最終的に9月にも通常募集を追加しておりますが、その時点で24名ということでございます。2人ほど4月時点では増えているという状況でございます。今後、定員に満たしておりませんので、例年どおり5月募集ということを行う予定でございます。そして、9月には通常定期の入園募集を行う予定でございますので、また、その都度児童数についてはご報告申し上げたいと思います。

それからもう1件でございますが、平成14年度の学校給食の標準について決定いたしましたのでご報告させていただきます。杉並区では食品構成の基準量を確保するというところで、前の年度の食材量、物資の購入価格であるとか、あるいは14年度に見込まれる物価上昇率、こういった点を考慮しまして、一食当たりの標準単価を算出しまして、これを杉並区の標準学校給食費、一食当たりの単価として各学校のほうに通知しているところでございます。

まず1番目の「標準食単価」。つまり一食当たりの食材の購入に要する経費でございますが、14年度の消費者物価上昇率の見込みであるとか、あるいは13年度の購入実績などをふまえて、14年度は前年度と同様、給食費については据置きということで対応いたします。また、年間の給食回数でございますが、これは来年度、平成14年度の登校日から、給食を実施できない学校行事等がございますが、それを除いた日数ということで標準として、教育委員会のほうで想定した回数でございます。記載のとおり14年度は小学校191回、中学校179回ということでございます。

なお、これはあくまで教育委員会が標準として定める食単価並びに回数でございますので、各学校におきましては、当然ながら行事等、開催回数等異なってきますので、年間のそういった状況によって、年間の給食費が若干学校によって異なってくるという状況がございます。なお、これについては既に各学校のほうに通知しておりますし、保護者の皆様にも近々「お知らせ」という形でお伝えする予定でございます。以上でございます。

委員長 ご質問、ご意見はございますか。

宮坂委員 「多様化給食」というのは、どの程度の割合で入るのですか。

学務課長 できるだけ豊かな学校給食ということで、例えばバイキング形式で好きな料理をチョイスして食べてたり、あるいはリザーブ給食ということで、あらかじめメニューの中から自分の好きなものを予約していただくというようなことで、小学校では年間5回、中学校では大体3回程度を標準として見込んでいるものでございます。これは平成11年度からそういった多様化給食が進んでまいりましたので、標準食単価として、通常給食とは別に設定しているものでございます。

委員長 ほかにございますか。では、次に移らせていただきます。「平成14・15年度杉並区青少年

委員の内定について、「教育委員会後援名義使用承認について」を社会教育スポーツ課長、よろしくお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それでは私のほうから「平成 14・15 年度杉並区青少年委員の内定について」と、「共催・後援名義使用承認一覧」につきまして説明申し上げます。まず、青少年委員の内定でございますが、14・15 年度の委員が内定をいたしました。裏面のほうに一覧表があるかと思えます。現在 44 名の方を内定をしております。定数は 49 名ということになっておりますが、原則的には各小学校単位で 1 名ということになっておりまして、まだ、杉十、それから方南、松ノ木につきましては未定ということになっております。近々上がってくるかと思えます。その段階でまたご報告させていただきます。なお、47 というふうなことで学校数と合わないということでございます。これは地域の関係で 2 校だけがダブって 2 名いるというふうなことでございます。それから定数が 49 で、なおそれでもあと 3 名内定しても 47 ということですが、残り 2 名につきましては従来、小学校・中学校の P T A 協議会のほうにお願いをしていたわけでございますが、14・15 年度からは P T A のほうからの推薦につきましては、P 協ほうからの要望等もございまして、今回ちょっと見送ったというような経過がございます。

それから共催公演のほうでございますが、今月、これは 2 月分でございますが 40 件ございました。定例のものが 38 件、新規が 2 件ございまして、新規のものにつきましては 1 ページの 4、団体名がトランス プロジェクトで「トランス プロジェクト舞台公演『不完全な空』」ということでの承認でございます。中身につきましては、4 月 4 日から 4 月 7 日までの 4 日間、ザムザ阿佐ヶ谷という会場で演劇の公演ということでございますが、目的が性同一性障害の当事者と共同で演劇公演を行い、お客さんに対して性やジェンダーについて考えるとともに、性同一性障害の理解を深める機会を提供するというような目的で、1 時間半ほどの演劇を公演するものでございます。

それからもう 1 件新規 37。これはスポーツ振興財団が主催をします「高齢者のゴルフ体験講習会」というようなゴルフの講習会を高齢者向けに、高井戸のハイランドセンターというような所で行うものでございます。以上でございます。

委員長 ご質問がございましたらどうぞ。

安本委員 いままで青少年委員が決まらなかったことはあるんですか。

社会教育スポーツ課長 かなり秋ぐらいいまで決まらなかったことは 12、13 年度のときもありました。

安本委員 その期間はどうするのですか。

社会教育スポーツ課長 そこは 2 名のところで 1 名決まらなかったということでした。

安本委員 今回は 1 人のところで……ずっと空きっぱなしですか。

社会教育スポーツ課長 いや、4月になればすぐ決まると思います。

宮坂委員 男女別の内訳は7対37で圧倒的に女性が多いんですが、毎年大体こうですか。何か偶然、たまたまそうなったというだけですか。

社会教育スポーツ課長 これは青少年委員になられる方が小学校、中学校のPTAの役員を経験された方が多いという傾向がありますので、どうしても女性のほうが多くなるというようなことではないかと思います。

宮坂委員 意図的ではないということですね。

社会教育スポーツ課長 特にそういうことはないと思います。

委員長 ほかにご意見がないようでしたら、報告了承ということにいたしますが、よろしいですか。どうもありがとうございました。

これをもちまして本日の教育委員会を終わります。